

環境影響評価法の一部改正を踏まえた本県における検討の方向性

現 状 ・ 課 題

計画段階配慮事項の検討について

- 現行制度は、事業計画がほぼ固まった段階から手続を開始するため、計画を見直すことは困難である。
- このため、事業の計画段階において環境配慮を検討し、適切な計画を立案しておくことが重要である。
- 県条例では、事業特性の把握に当たって、「対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握する」とともに、方法書、準備書及び評価書の作成に当たって、「対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにする」よう求めている〔環境影響評価指針（平成11年愛知県告示第445号）〕。
- また、本県では、「環境配慮型事業の推進に関するガイドライン」（平成13年3月）を作成し、事業計画の検討結果を方法書に記載するよう指導している。
- しかし、このガイドラインは強制力がなく、また、外部の意見を聴く仕組みはない。

検 討 の 方 向 性

- 計画段階配慮事項の検討の手続について、改正法に準じた制度を条例に導入するかどうか。
- 仮に導入することとする場合、条例独自の対象事業について、事業主体（公共・民間）、事業特性（複数案の設定の可能性）等を踏まえ、どう考えていくか。
- 法の第二種事業を行おうとする事業者が、法に基づく配慮書の手続を行わないと判断し、法のスクリーニング以降の手続に移行しようとする場合、条例で配慮書の手続を義務化するかどうか。なお、環境省は、こうした場合に、条例で配慮書手続を課すことは、法に抵触することにならないと整理している。
- 複数案の比較検討の考え方等の方向性をどうしていくか。今後公表される、環境影響評価法に基づく基本的事項や主務省令の内容を踏まえた検討が必要である。なお、詳細は「環境影響評価指針」に委ねることとなるため、環境影響評価審査会で議論されることとなる。

<参 考>

〔戦略的環境アセスメント（SEA）〕

・個別の事業の実施に枠組を与えることとなる上位計画や政策を対象とする環境アセスメント

〔中央環境審議会答申（平成22年2月）〕

・「将来的には、今後の社会状況の変化を踏まえた上で、諸外国等で実施されている個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる上位の計画や政策の検討段階を対象とした環境配慮の枠組みを、我が国のSEAとして導入することについても検討する必要がある。」

〔環境影響評価法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成23年4月 衆議院環境委員会）〕

・「より上位の施策の策定又は変更の立案の段階における戦略的環境影響評価の制度化に向けた検討を行うこと。」

〔愛知県環境審議会答申（平成10年7月）〕

・「上位計画・政策は、個別の事業に関する方向性を与えるものであり、こうした段階における環境への配慮は地域の環境を保全する上で重要である。」 「県において今後積極的にその手法の検討を進める必要がある。」

〔環境配慮型事業の推進に関するガイドライン（平成13年3月）〕

<目的>事業の構想計画段階における環境影響の回避・低減に関する自主的な検討により、環境保全に配慮した適切な事業計画の立案に資する

<適用事業>法及び条例の対象事業

<適用時期>環境影響評価手続に入る前の事業を計画する時点

事業の基本的構想段階（事業位置、区域及び内容をスクリーニング）

基本計画段階（概ねの位置及び区域を定めて土地利用、施設配置等の事業内容を精査）

<検討結果>方法書に記載

現 状 ・ 課 題

方法書の要約書の作成及び説明会の開催並びに図書の電子縦覧について

<方法書について>

- 条例制定時には、方法書は、準備書と比して内容も簡易であり分量も多くないものと考えていたが、実際には、分量が多く、内容も専門的なものとなっている。
- 住民等の意見においても、調査等の方法に関するもののみならず、方法書の内容そのものに対する意見も多く見られる。
- 事業者の自主的な対応として、方法書段階における説明会を開催したり、要約書を作成したりする事例がある。

<電子縦覧について>

- 環境の保全の見地からの意見を有する者は、地域を限定することなく、だれもが意見を提出できることとなっている。
- 一方、図書を縦覧するためには、まず縦覧場所まで赴く必要があり、さらに、限られた時間内に膨大な量の図書を縦覧することとなり、縦覧する者の負担となっている。
- 事業者の自主的な対応として、図書の電子縦覧を実施している事例がある。

<参 考>

[準備書]

- ・ 専門的知識を有しない方にも内容をわかりやすく周知するために「要約書」の作成・送付等を義務付けている。
- ・ 準備書の作成に当たっての基礎となったデータ及び資料等を「参考資料（資料編）」としてまとめることとしている。
- ・ 内容も詳細かつ大部にわたるものであることから説明会を開催して周知を図っている。

[方法書において説明会の開催を義務づけていない理由]

- ・ 環境影響評価の実施前であって事業の環境影響も明らかとなっていないこと、
- ・ 準備書に比べて内容も簡易であり分量も多くないこと、 など

検 討 の 方 向 性

- 方法書の内容をよりわかりやすく周知するため、準備書と同様に、要約書の作成や説明会の開催を制度化するかどうか。
- 行政手続の電子化の進展や、限られた時間の中で膨大な図書を縦覧している現状を踏まえ、図書の電子縦覧に取り組む必要があるかどうか。

事後調査について

- 事後調査に関する手続については、すでに条例で規定しており、法の対象事業についても準用している。

<参 考>

[条例における事後調査に関する手続]

- ・ 工事の着手届・完了届
- ・ 工事に着手後、評価書に記載された計画に基づく事後調査の実施
- ・ 事後調査報告書の知事等への送付、公告・縦覧
- ・ 必要に応じ知事が意見を述べる事が可能

対象事業の見直しについて

- 条例においては19の事業を対象としており、
 - ・ 条例独自の対象事業
 - ・ 法の第二種事業であってスクリーニングの結果、法の手続が不要となった事業
 で構成されている。
- 法・条例が施行されて以来、本県では、法対象事業5件、条例対象事業7件について、審査・指導を行ってきた。
- 平成19年3月に「鉱物の掘採の事業」を条例の対象事業に追加した。
- 風力発電所については、条例の対象事業とはなっていないが、県内において、低周波音等への苦情がある。

<参 考>

[愛知県環境審議会答申（平成18年11月）]

- ・ 「「鉱物掘採事業」を条例の対象事業に追加することが適当である。」
- ・ 「条例の対象となっていない他の開発事業については、土地改変の規模や環境影響の程度、県内における事業の実施状況や動向などから、当面、条例の対象事業に追加する状況にないと考えられる。」
- ・ 「条例の対象の規模要件については、事業ごとに環境影響評価手続の実施を必要とするかどうかを判断することになる環境影響評価法の第二種事業の下限を参考にしつつ、地域特性や環境の状況等を勘案して規則で定められている。この間、条例が円滑に施行されてきている状況などをみれば、現行の考え方を見直す必要性は薄いものと思われる。」

[政令改正（予定）]

- ・ 風力発電所の設置の工事の事業等を対象事業に追加
- ・ 第一種事業の規模要件 出力1万kW以上
- ・ 第二種事業の規模要件 出力0.75万kW以上1万kW未満
- ・ 平成24年10月1日施行予定

- 改正法で、事後調査に関する報告書手続が制度化されたが、その手続の中では、知事が関与する機会がなく、自治体の立場からすると後退する内容である。
- 一方、環境省は、改正法の報告書手続とは別に条例で事後調査手続を課すことは、法に抵触することにはならないと整理している。
- そこで、法対象事業に係る事後調査に関する手続の準用規定については、既定のとおり維持することでよいか。

- 風力発電所については、低周波音等への苦情や、バードストライク等の鳥類への影響等を踏まえ、法の対象事業に追加される予定であるが、条例においても同様に、対象事業へ追加するかどうか。
- なお、これまでの法の対象事業に対する考え方は、法の第二種事業規模相当とし、スクリーニングの結果、法の手続が不要となった事業を条例対象事業として拾っている。